



サービス管理責任者・児童発達支援管理 責任者の研修制度の改定について

宮崎県障がい福祉課 竹村 啓太

本講義の獲得目標

項 目

①

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修制度について、告示改正の内容を学び、基礎研修修了後の流れ等について正しく理解する

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の位置付け

基準省令

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七一)
指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七二)
指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一五)
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一六)
(従業者)

○指定療養介護事業所ごと利用者の数の区分に応じ、サービス管理責任者を配置する。

○児童発達支援管理責任者 一以上

告示

サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成一八・九二九厚労告五四四)

障害児通所施設又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの

(平成二四・三・三〇厚労告二二七/改正:平成三一・三・二九厚労告一〇九・一一〇)



通知

サービス管理責任者研修事業の実施について(平成一八・八・三〇 障発〇八三〇〇〇四)

○サービス管理責任者研修

○児童発達支援管理責任者研修

都道府県等による初任者及び現任研修は
標準カリキュラム以上の内容で実施する。

- 現行のサービス管理責任者等を養成するための研修は、1回限りであり、振り返りや更新の機会となる研修等を国としては定めていない。
- こうした現状において、受講者の状況に応じた段階的な研修実施ができておらず受講者の質の担保が困難であることや、更新研修などの機会が設定されていないためサービス管理責任者等の要件を満たした後における質の担保が困難であることが指摘されている。
(平成24年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」)
- 平成28年度に実施した調査研究事業では、サービス管理責任者等の実務者の業務に対する認識は浸透してきているものの、業務実行状況には個々に大きな差があることが指摘されている。
(平成28年度障害者総合福祉推進事業「サービス管理責任者等の業務実態の把握と質の確保に関する調査研究事業」)
- 一方で、サービス管理責任者等の確保が困難であるため、サービス管理責任者等の要件である実務経験年数について緩和を求める声も挙がっている。



- 上記課題に対応すべく、平成27年度より3カ年で実施した厚生労働科学研究において、新たな研修制度の仕組みに関する研究及びモデル研修プログラムの開発を行った。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について（平成31年4月1日～）

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件を設定。（令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修修了者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。）
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することとした。（各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。）
- 直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とすることとした。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置に係る要件

【1】実務経験+【2】研修の修了

【1】実務経験要件

- ①障害児者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務（相談支援又は直接支援の業務）
※保有する資格や従事する業務等により要する期間が異なる。
- ②基礎研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験があること。（★）

【2】研修修了要件：A）+B）

A）基礎研修等修了

- ①相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部(11h)を修了
 - ②基礎研修(15h)を修了
- ※を満たす予定の日の2年前から受講可

B）実践研修修了 (14.5h)

OJT(★)
一部業務可能

サービス管理責任者
児童発達支援管理責任者
として配置可

サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者の 配置の継続に係る要件

更新研修修了(13h)

実践研修修了の翌年度から5年間に
1度毎修了することが必要。

研修受講に係る実務経験要件

以下①もしくは②のいずれか

- ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員としての実務経験がある
- ②現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者として従事している

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

(出典) R4年度サビ管等指導者養成研修資料

相談支援従事者初任者研修講義部分 (旧)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

共通講義及び分野別演習 (旧)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h

(新設)

相談支援従事者初任者研修講義部分		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

基礎研修		時間数
講義	1 サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

初任者研修の構造 ※相談支援従事者研修

告示別表

初任者研修		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

通知

相談支援従事者研修事業の実施について

(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

●相談支援従事者研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム

		研修受講ガイダンス(標準カリキュラム上は任意)
1日目	概論	相談支援(障害児者支援)の目的(1.5時間)
		相談支援の基本的視点(障害児者支援の基本的視点)(2.5時間)
		相談支援に必要な技術(1時間)
2日目	法制度	障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解(1.5時間)
		障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本(1.5時間)
	技法の実際	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス(1.5時間) 相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点(1.5時間)
3日目 4日目	講義演習	談支援の実際(ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解)(12時間) 実習ガイダンス(1時間)
	実習	相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習1 地域資源に関する情報収集
5日目	講義演習	実践研究1(6時間)
	実習	相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習2
6日目	講義演習	実践研究2(4時間)
		実践研究3(6時間)
7日目		研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り(2.5時間)

基礎研修の構造

告示別表

基礎研修		時間数
講義	1 サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

標準カリキュラム

		研修受講ガイダンス（標準カリキュラム上は任意）
1日目	講義	サービス（支援）提供の基本的な考え方【1時間】
		サービス（支援）提供のプロセス【1.5時間】
		サービス等利用計画（障害児支援利用計画）と個別支援計画の関係【1時間】
		サービス（支援）提供における利用者主体のアセスメント【2.5時間】
		個別支援計画作成のポイントと作成手順【1時間】
2日目	演習	個別支援計画の作成【4.5時間】
		個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法【3時間】

通知

サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日 障発0830004）

●サービス管理責任者等研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）基礎研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）実践研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）更新研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

（ ）内は児童発達支援管理責任者研修の場合の科目名

実践研修の構造

告示別表

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

標準カリキュラム

		研修受講ガイダンス（標準カリキュラム上は任意）
1日目	講義	障害者（児童）福祉施策の最新の動向【1時間】
	講義 演習	モニタリングの方法（講義・演習）【2時間】
個別支援会議の運営方法（講義・演習）【4.5時間】		
サービス（支援）提供職員への助言・指導について（講義・演習）【1.5時間】		
実地教育としての事例検討会の進め方（講義・演習）【2時間】		
サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）（講義）【50分】		
（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組（講義）【50分】		
サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習）【110分】		
2日目		

通知

サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日 障発0830004）

●サービス管理責任者等研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）基礎研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）実践研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）更新研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

（ ）内は児童発達支援管理責任者研修の場合の科目名

更新研修の構造

告示別表

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義 演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習（※）	7h
合計		13h

（※）令和5年度までは省略可。

標準カリキュラム

		研修受講ガイダンス（標準カリキュラム上は任意）
1日目	講義	障害者（児童）福祉施策の最新の動向【1時間】
	講義 演習	事業所としての自己検証（演習）【1.5時間】
		サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）としての自己検証（演習）【2時間】
		関係機関との連携（演習）【1.5時間】
2日目	講義 演習	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）としてのスーパービジョン（講義）【3時間】
		事例検討のスーパービジョン（演習）【1時間】
		サービス（支援）提供職員等へのスーパービジョン（演習）【2時間】
		研修のまとめ（演習）【1時間】

（ ）内は児童発達支援管理責任者研修の場合の科目名

通知

サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日 障発0830004）

●サービス管理責任者等研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）基礎研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）実践研修標準カリキュラム
- ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）更新研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。

障害者総合支援法【サービス管理責任者】（平成31年告示第109号）

児童福祉法【児童発達支援管理責任者】（平成31年告示第110号）

【1】 実務経験要件（配置に関する）

- ・条件(① 法、② 保有する資格、③ 従事業務の内容)により必要年数が異なる。

（詳細は次スライドを参照）

【2】 研修修了要件

- 1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了
 - 2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間毎に1度更新研修を修了
- ❖ 研修受講においても実務経験要件あり。

❖ 研修の受講に関する実務経験要件

- 1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。
- 2) 実践研修: 基礎研修修了後2年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の業務経験。
- 3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の業務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数			特区※ ³ (大阪・埼玉)		
		国家資格者※ ¹	有資格者※ ²	左記以外の者	国家資格者※ ¹	有資格者※ ²	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 [告示一イ(1)(一)]	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	3年以上	3年以上	3年以上
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法 ³ の精神障害者社会復帰施設を含む。					
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者					
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現: 介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者					
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 [告示一イ(1)(二)]	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年以上	8年以上	3年以上	3年以上	3年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者					
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
		e 特別支援学校等の従業者					
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現: 介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

※3 令和元年度廃止予定(一定の経過措置を設ける予定)。

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)					
			国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者			
<p>障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育における支援業務</p>	<p>イ 相談支援の業務</p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>[告示イ(1)(一)]</p>	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上				
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。						
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者						
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者						
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者						
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者						
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							
	<p>ロ 直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p> <p>[告示イ(1)(二)]</p>	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上	
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者						
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者						
(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者								
(5) 学校等の従業者								
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者								

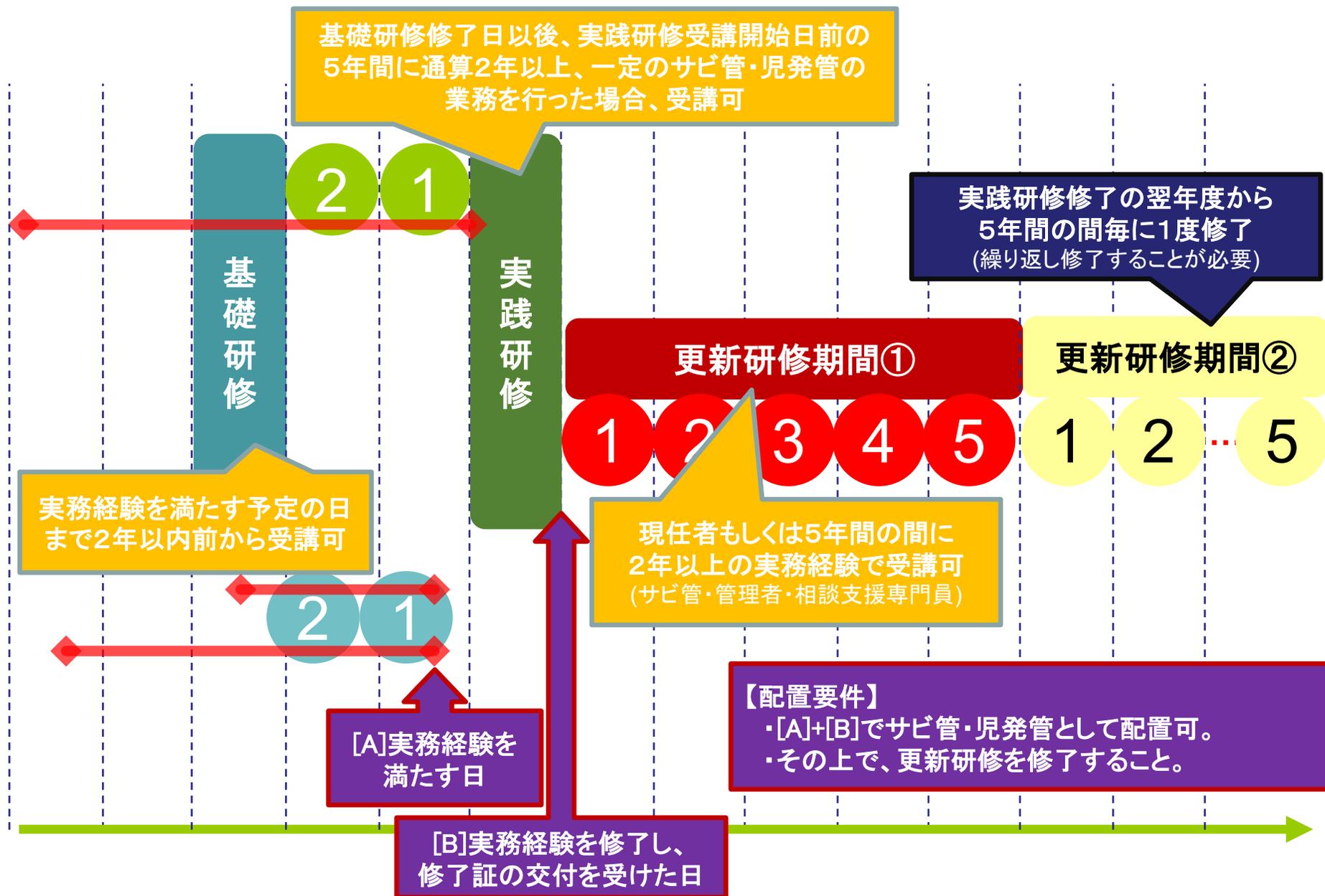
※1 上記イの相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



サービス管理責任者等の変更の際に必要な添付書類

① サービス管理責任者等の経歴書

② 研修修了証の写し

相談支援従事者初任者研修 (講義部分) 相当分

以下のいずれか

- 相談支援従事者初任者研修修了証または講義部分の受講証明書
- 相談支援専門員研修修了証
- サービス管理責任者事前研修修了証

+

H30年度以前の旧体系の研修修了者の場合

サービス管理責任者等研修修了証

※ 分野別（介護、就労等）研修の修了証

※ R6年度以降は「更新研修修了証」も添付

R1年度以降の新体系の研修修了者の場合

• サービス管理責任者等基礎研修修了証

• サービス管理責任者等実践研修修了証

(更新研修修了後は、「更新研修修了証」も添付)

基礎研修修了者みなし配置の場合

サービス管理責任者等基礎研修修了証

③ 資格者証の写し (有資格者のみ)

④ 実務経験証明書

「業務内容」欄は、告示において定められた、障がい児・者や高齢者に対する「相談支援業務」や「直接支援業務」の内容を具体的に記入すること。

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系) 修了

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間に1度毎修了の必要

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について
※H31(R1)年度～R3年度の基礎研修受講者に限る

配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

<配置に関する実務経験要件>
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務

※基礎研修修了後に配置に関する実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間に1度毎修了の必要

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、**2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。**
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

<受講対象>
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間に1度毎修了の必要

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

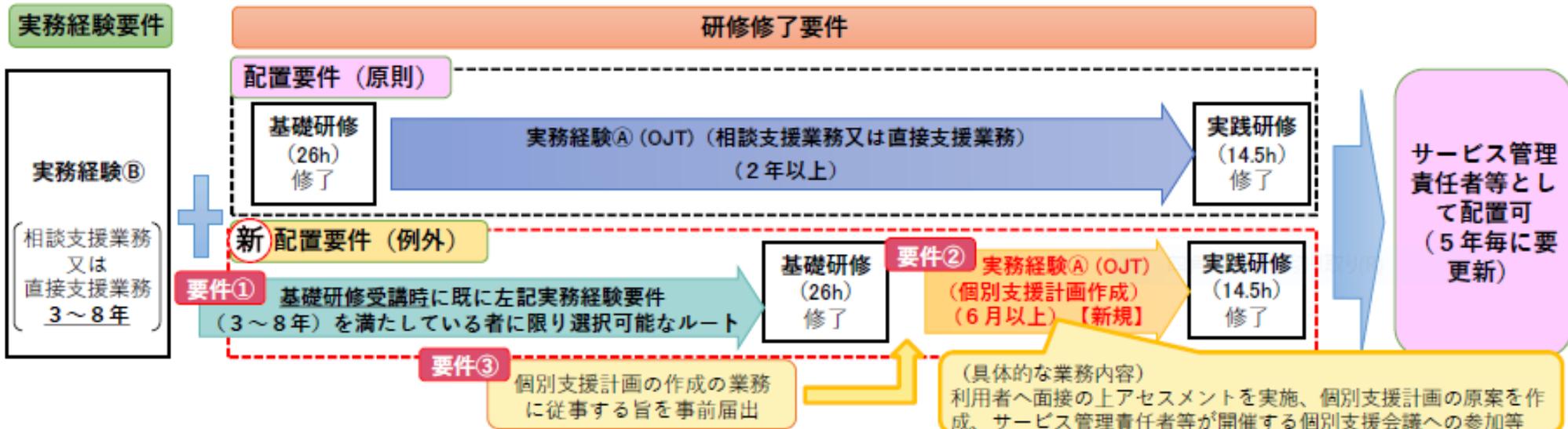
- 基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件④**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を**満たしている**。

- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）**を行う。
- やむを得ない事由**によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

- 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。



相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時時点で既にある

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている（又は予定）

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能！

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
（ただしOJT期間は2年以上必要）

いいえ

OJT期間は2年以上必要
（内容は相談支援又は直接支援の業務で可）

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

サービス管理責任者等研修に関するQ&A

Q 1. 基礎研修修了後、実践研修受講に必要な通算2年以上の実務経験（OJT）とは、サービス管理責任者及び児童発達管理責任者が行う個別支援計画の原案作成に係る業務に限られるのか。

A 1. 今後サービス管理責任者等の業務を担うことが予定されることから、実践研修受講に当たって必要な実務経験（OJT）は、主として個別支援計画の原案作成等に係る業務を担うことを想定しているが、サービス管理責任者資格要件告示や児童発達支援管理責任者告示で定める「相談支援の業務又は直接支援の業務」でも可。必ずしも個別支援計画の原案作成等の業務に限られるものではない。（「6ヶ月以上」の短縮の特例を活用する場合は、個別支援計画の原案作成等の業務に限られる。）

Q 2. 実践研修受講に必要な通算2年以上の実務のために、2人目のサービス管理責任者等として配置されることになったが、2人目のサービス管理責任者等は支援員等との兼務は可能か。

A 2. 兼務可能である。

Q 3. 実践研修修了後は、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者のどちらにもなれるのか。

A 3. サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務要件は異なるため、両方の実務要件を満たしている場合には、どちらの職種としても配置可。

Q 4. 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了する必要があるが、更新研修を受講し忘れたため、失効してしまった。資格を再取得するには、どの研修から受講すれば良いか。

A 4. 実践研修からである。